

原子力損害賠償法における減責制度の運用について

竹 村 壮太郎

- 一 はじめに
- 二 原子力損害賠償法における減責制度の運用の現状
 - 1 現在までの議論状況
 - 2 現状における問題点
- 三 原子力損害賠償法における減責制度の拡張の妥当性
 - 1 原子力損害賠償法と減責制度の拡張との関係
 - 2 原子力損害賠償法において認められる減責
- 四 おわりに

一 はじめに

(i) 周知のとおり、平成23年3月に発生した東日本大震災ののち、福島第一原子力発電所の事故が発生し、多くの住民が避難を余儀なくされることとなった。それによって生活の糧が失われたこと、避難の末に自死に及んだことなど、多様な損害が生じ、各地で、福島第一原子力発電所を運営する電力会社に対して、原子力損害の賠償に関する法律（以下、原子力損害賠償法）に基づく損害賠償を求める訴えが提起された。そして現在までに、すでに多くの判決が出されるに至っている。それと同時に、学説においては、その原子力損害賠償法の解釈、適用について改めて議論が深められ¹⁾、今後に向けた見直しも順次進められてきたところである。

1) 損害賠償責任にかかる論点については、淡路剛久ほか（編）『福島原発事故賠償の研究』（日本評論社、2015）、淡路剛久（監）吉村良一ほか（編）『原発事故被害回復の法と政策』（日本評論社、2018）などでまとめられている。

ところで、そうした裁判例や学説の議論にあっても、これまでにあまり言及されてこなかった論点があるようにうかがわれる。それというのは、原子力損害賠償法における減責制度の運用、特に、民法722条2項の過失相殺規定の類推適用などといった、その拡張の可否について、である。のちにも見るように、裁判例においては、「損害の公平な分担」を図るとして、避難した被害者の心因や既往症を挙げて、いわゆる素因減責を認めたものがある。しかしながら、そこでは、何故にそうした減責が可能であったかという点については、特段の説明はなされていない。また、学説においても、原子力損害賠償法における減責制度の運用に言及する例はごく一部にとどまっている状況にある。この点、立法当初から、原子力損害賠償法においても、民法722条2項自体の適用はあるものと考えられてはいた²⁾。このことから、そこで問われる責任にあっても、民法における損害賠償責任制度と同様の減責がありうることは、なかば当然のこととして受け止められてきたものともいえよう。しかしながら、減責とは、まさに損害賠償責任を縮減するものである。それゆえ、その原子力損害賠償法においていかに減責制度を運用するかは、そこで問われる責任の性質を前提として検討されなければならない。

では、実際、平成23年の事故にかかる責任について、素因減責などを認めることは正当化されるか。事故からすでに数年が経過しているものの、危険責任立法においていかに減責制度が運用されるべきかを探求する意味でも、改めてこの点を整理しておく必要がある³⁾。

2) この点については、例えば、科学技術庁原子力局（監）『原子力損害賠償制度』（通商産業研究社、1980）49頁。無過失責任において、そもそも減責が認められるかは、一つの争点とされてきた。この点、後にも取り上げるとおり、学説は肯定することでほぼ一致している。判例においても、民法717条の責任が問われた大判大正7年5月29日民録24輯935頁によって、その余地自体は認められているものと解されている。ただその判決は、送電線に触れて感電死したのは「被害者自己の過失に基づくこと勿論なり」としつつ、それを斟酌しなかった原判決を支持したものにすぎない。なお、原子力損害賠償法に先立つ鉱業法113条も、被害者の過失による減責の余地を認めていた。

3) 危険責任についてのものではないが、同様の視点による考察は、労働事故事案と医療過誤事案について、それぞれ別稿で試みた。拙稿「労働事故事案における素

(ii) かような意識から、本稿では、原子力損害賠償法における減責制度の運用を検討対象としていく。より具体的には、平成23年の事故を念頭に、原子力損害賠償法上の責任について、素因減責など減責制度のいわば拡張が可能であったかを改めて検証し、今後の制度運用の方向性を模索することが、中心的な課題となる。

なお、以上の検討を進めるに当たって、次の二点には留意されたい。すなわち、①減責制度との関係については、その後の平成26年の法改正（原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律）によって追加された原子力損害賠償法4条の2により、「被害者に重大な過失があつたときは、裁判所は、これを考慮して、損害賠償の額を定めることができる」こととされるに至っている。ただ、この規定は、本稿で検討対象とする立法以前の事故については適用されない。それゆえ、議論の焦点は法改正以前の状況に合わせることとなる。この点で本稿の考察はやや回顧的なものとなるが、それでも、その改正の位置付けを模索するという点で、本稿での作業にもなお有用性があるものと考えられる。法改正との関係については、のちに改めて一言する。また、②民法学説においては、本稿において主に取り上げる素因減責自体に、そもそも否定的な見解も有力である⁴⁾。ただ、その立場は、被害者を「あるがまま」に引き受けるべきことを不法行為法の目的として重視している点⁵⁾、減責を肯定する実務や多数説の立場とは前提からやや異なるものといえる。したがって、本稿ではひとまず、一般的に素因減責などが認められる余地がありうるものと仮定したうえで、考察を進めていくこととする。

因減責の問題点－特に過重労働事故の場合－」上智法学論集59巻3号（2016）243頁以下、「医療過誤事例における素因減責の現状とその課題」商学討究68巻1号（2017）213頁以下。

4) 例えば、窪田充見『過失相殺の法理』（有斐閣，1994）70頁以下では、脆弱な被害者を出发点として考えることは、現行の損害賠償法においてむしろ原則であり、素因によって減責を認めることは、素因を有する者の行動の自由を不当に制限する恐れがあることを指摘される。

5) 藤岡康宏『民法講義Ⅴ 不法行為法』（信山社，2013）463頁では、「あるがまま論」は損害賠償のあり方に関する議論であることを指摘される。

本稿は次の順で検討を進める。まず本稿二においては、原子力損害賠償法において、素因減責などの減責制度の運用がどのようになされているかを確認する。そこでは、いかなる理由によって減責が認められ、あるいは認められなかったかを概観し、現状の問題点を明るみに出すことが課題となる。続いて本稿三では、本稿二を踏まえ、原子力損害賠償法においてそうした減責制度の運用が可能であるかを考察する。特に減責制度の拡張を支える背景から確認し、それと原子力責任との関係を整理していく必要がある。最後に、本稿四においてはここまでの検討結果をまとめ、今後の展望を若干ながら素描することとしたい。

二 原子力損害賠償法における減責制度の運用の現状

いうまでもなく、民法上、不法行為責任を縮減する明文の規定としては、民法722条2項の、いわゆる過失相殺のみが用意されている。そこでは、「被害者に過失があったときは、裁判所は、これを考慮して、損害賠償の額を定めることができる」と規定され、条文上は、被害者の何らか責められるべき事情のみが減責原因となりうる。

もっとも、その被害者の過失につき、昭和39年の最高裁判決（以下、最判昭和39年）において被害者の責任能力が不要であるとされた⁶⁾ことを皮切りに、解釈上、その過失以外の原因もまた、減責原因と捉えられるようになった。例えば、昭和63年の最高裁判決（以下、最判昭和63年）において、「身体に対する加害行為と発生した損害との間に相当因果関係がある場合において、その損害がその加害行為のみによつて通常発生する程度、範囲を超えるものであつて、かつ、その損害の拡大について被害者の心因的要因が寄与しているときは、…民法七二二条二項の過失相殺の規定を類推適用して、その損害の拡大に寄与した被害者の右事情を斟酌することができる」⁷⁾とされ、また続く平成4年の最

6) 最判昭和39年6月24日民集18巻5号854頁。

7) 最判昭和63年4月21日民集42巻4号243頁。

高裁判決（以下、最判平成4年）においても「被害者に対する加害行為と被害者のり患していた疾患とがともに原因となって損害が発生した場合において、当該疾患の態様、程度などに照らし、加害者に損害の全部を賠償させるのが公平を失うときは、…民法七二二条二項の過失相殺の規定を類推適用して、被害者の当該疾患をしんしゃくすることができる」⁸⁾ものとされ、減責を被害者の心因や疾患にまで拡張した、いわゆる素因減責が実務上も定着している。この法理は、当初こそ交通事故事案において認められていたものであったが、後に平成12年の最高裁判決（以下、最判平成12年）によって、労働事故事案においても適用範囲を拡大させている状況にある⁹⁾。

ここで問題となるのは、かような解釈が、原子力損害賠償法に基づく責任が問われる場面においても妥当するか、という点である。同法は危険責任に立脚した無過失責任を規定するものであり¹⁰⁾、その1条に明記されているとおり、「被害者の保護」、「原子力事業の健全な発達」といった独自の目的を持った特別法である。それだけに、「損害の公平妥当なる分担を図る」¹¹⁾ことを主目的とした民法上の不法行為法の理論がそのまま妥当するものとは限らないというべきであろう。

それでは、現在に至るまで、この点はいかに捉えられてきたか。以下では、まず近時の裁判例や学説の動向を整理し（以下、1）、以降の議論の道筋を確認する（以下、2）。

1 現在までの議論状況

(1) 裁判例の動向

これまでの裁判例の中では、被害者の素因、ないしはそれに近似した事情を

8) 最判平成4年6月25日民集46巻4号400頁。

9) 最判平成12年3月24日民集54巻3号1155頁。

10) このことについては、豊永晋輔『原子力損害賠償法』（信山社、2014）11頁、など。

11) 不法行為法の目的について、伝統的にはそのように解されている。我妻栄『事務管理・不当利得・不法行為』（日本評論社、1937）95頁、参照。

取り上げて減責を認めたものが多い。避難者の自死にかかる責任などについては、個人的な要因の関与がありえ、因果関係の認定が困難であることが指摘される¹²⁾。それゆえ、最終的な結果を調整できるという点で、かような減責に利便性があったものとも推察されよう。

a) 減責が認められた例

まずは、減責、特にその拡張が認められた例を順次取り上げていく。ここでは、おおよそ次のものを挙げるができる。

【裁判例1】福島地方裁判所平成26年8月26日判決¹³⁾

Yの運転する福島第一原子力発電所の原子力事故により、X、Aの居住していた地域が計画的避難区域に設定された。その後Xらは避難を決め、a市に転居したものの、Aが自宅に帰宅できないことや今後の生活の不安を訴え続けたことから、同月、XはAを連れて計画的避難区域にある自宅に一時帰宅をすることとした。ところが一時帰宅した翌日、Aが自らに火を放ち、自死するに至った。このことにつき、Xは、放射能物質の放出事故により避難を余儀なくされたことがAの自死の原因であるなどとして、当該原子力発電所を設置、運転していたYに、原子力損害賠償法3条1項などに基づく損害賠償を求めた。なお、Aには、事故以前から、心理的な要因によって身体症状が現れる疾患である、心身症の既往症が認められた。

裁判所は、本件事故によって避難を余儀なくされることが精神障害発病の原因になることはYにおいて予見可能であったなどとして、本件事故とAの自死との相当因果関係を認めた。その一方、心因による減責を認めた最判昭和63年を引用しながら、Aの心身症という心因的要因を理由に、Aの逸失利益などに

12) 因果関係の認定の困難を指摘するものとして、例えば、富田哲「原発事故と自死との相当因果関係-福島地裁平成26年8月26日判決の検討-」行政社会論集27巻4号(2015)143頁。

13) 判時2237号78頁。

つき2割の素因減責を認めた。

「身体に対する加害行為と発生した損害との間に相当因果関係がある場合において、その損害がその加害行為のみによって通常発生する程度、範囲を超えるものであって、かつ、その損害の拡大について被害者の心因的要因が寄与しているときは、損害を公平に分担させるという損害賠償法の理念に照らし、裁判所は、損害賠償の額を定めるに当たり、民法722条2項の過失相殺の規定を類推適用して、その損害の拡大に寄与した被害者の上記事情を斟酌することができるものと解するのが相当である…。本件においてこれをみるに、本件は、一般の不法行為に基づく損害賠償請求の事案とは異なり、原賠法3条1項本文に基づき損害賠償請求がされているものではあるが、同規定に基づく損害賠償請求は、賠償責任者である原子力事業者の過失を問わずに賠償責任を負わせる点で被害者の保護を図るものである一方、賠償の対象となる原子力損害は、一般の不法行為における損害と同様に、本件事故と相当因果関係のある全ての原子力損害に及ぶものであるから、具体的な損害額の算定において、損害の公平な分担を図るという損害賠償法の理念は、原賠法3条1項本文の場合にも同様に妥当するといえることができ、民法722条2項の過失相殺の規定を類推適用して損害の拡大に寄与した被害者の心因的要因を適切に斟酌して損害額を判断することが相当と解するべきである。…Aの有する側面脆弱性を適切に斟酌しても、本件事故に基づいて生じた一般的に強いストレスを生む要因が、Aの自死に至る準備状態の形成に寄与した割合は8割(Aの心因的要因を理由とする減額割合は2割)と認めるのが相当である。」

なお、以上の点について、Xらは、労働事故と心因的素因による減責をめぐる最判平成12年を引用し、次のことを主張していた。すなわち、判例によっても「ある業務に従事する特定の労働者の性格が同種の業務に従事する労働者の個性の多様さとして通常想定される範囲を外れるものでない限り…裁判所は、業務の負担が過重であることを原因とする損害賠償請求において使用者の賠償すべき額を決定するに当たり、その性格及びこれに基づく業務遂行の態様等を、

心因的要因としてしんしゃくすることはできないというべきである」とされていることから、Aの個体的要因が通常想定される範囲を外れない以上は、それを持って減責を行うことは認められないというのである。しかしながら裁判所は次のように述べて、その主張を容れなかった。参考までに、この点も取り上げておきたい。

「民法722条2項の類推適用によって損害の拡大に寄与した被害者の心因的要因を、賠償すべき損害額を定めるに当たって斟酌すべきとする理由は、被害を受けた被害者においても、加害行為から通常発生する損害を超える損害が発生しないよう対処することが合理的な範囲で期待されていることにあるといえる。これは裏を返せば、加害者は、被害者が通常発生し得る範囲を超えて被害を拡大しないよう合理的に対処することを求めるほかない立場にあることに由来するものといえる。被害者においてそのような合理的対処をすることなく、当該加害行為から通常発生し得る損害の範囲を超えて損害を拡大させた場合には、これについても加害者に賠償させることが公平の理念からして相当とはいえないことから、民法722条2項の類推適用によって損害の拡大に寄与した被害者の心因的要因を、賠償すべき損害額を定めるに当たって斟酌すべきとするものである。しかし、最高裁平成12年判決の事案においては、加害者が使用者、被害者が労働者であるとの関係があったことから、加害者においても、適切な人事権、指揮命令権の行使により、被害者に過重な負担のかからない業務を与えるなど、被害者の損害が拡大しないよう適切な対処をすることが法的に可能であったものであり、かつ、使用者による労働者のための適切な労務管理の一環として、そのような権限の行使が合理的に期待される地位にあったといえる。よって、上記のような民法722条2項を類推適用して損害の公平な分担を図る必要が生じる加害者と被害者の地位関係にはない事案であったと解することができる。本件についてこれをみるに、YとAとの間において、Yが、Aの避難による損害の拡大を防止するため適切な対処をすることができる法律上又は事実上の地位にあった事実については、これを認めるに足る証拠はない…。そうであれば、本件においては、被告が、Gがその損害の拡大のために合理的な対処をすることを求めるほか

ない地位にあったことを前提に判断せざるを得ないというべきであるから、本件は上記最高裁平成12年判決とは事案を異にするものといわざるを得ない。」

【裁判例2】福島地方裁判所平成27年6月30日判決¹⁴⁾

Yの運転する福島第一原子力発電所の原子力事故により、Aの居住していた地域に避難指示が出され、また警戒区域に設定された。そこで避難を余儀なくされたAは別の市に転居することとなったが、そのおよそ2か月後からAは次第に体調を崩し、さらにその約1か月後にダム付近の橋から飛び降りて死亡した。このことにつき、Aの親族Xらが、放射能物質の放出事故により避難を余儀なくされたことなどがAの自死の原因であるとして、当該原子力発電所を設置、運転していたYに、原子力損害賠償法3条1項などに基づく損害賠償を求めた。なお、Aには糖尿病（2型）の既往症があった。

裁判所は、本件事故によりAはうつ病に罹患し、自死に至ったものであるなどとして、当該事故とAの自死との相当因果関係認めた。そのうえで、【裁判例1】と同様に最判昭和63年を引用し、Aの糖尿病を理由に、Aの逸失利益などにつき4割の素因減責を認めた。また、Xらは【裁判例1】におけるのと同じく、最判平成12年を引用した主張をしていたが、裁判所はやはり【裁判例1】と同様の点を挙げ、最判平成12年と本件とは事案を異にするものと判断し、その主張を退けている。

「被害者に対する加害行為と被害者の罹患していた疾患とがともに原因となって損害が発生した場合において、当該疾患の態様、程度などに照らし、加害者に損害の全部を賠償させるのが公平を失すときは、裁判所は、損害賠償の額を定めるに当たり、民法722条2項の過失相殺の規定を類推適用して、被害者の当該疾患を斟酌することができるものと解するのが相当である…。本件は、一般の不法行為に基づく損害賠償請求の事案とは異なり、原賠法3条1項本文に基づき損害賠償請求がされ

14) 判時2282号90頁。

ているものではあるが、同規定に基づく損害賠償請求は、賠償責任者である原子力事業者の過失を問わずに賠償責任を負わせる点で被害者の保護を図るものである一方、賠償の対象となる原子力損害は、一般の不法行為における損害と同様に、本件事故と相当因果関係のある全ての原子力損害に及ぶものであるから、具体的な損害額の算定において、損害の公平な分担を図るという損害賠償法の理念は、原賠法3条1項本文の場合にも同様に妥当するということができ、民法722条2項の過失相殺の規定を類推適用して、損害の拡大に寄与した被害者の罹患していた疾患を適切に斟酌して損害額を判断することが相当と解するべきである。…本件事故に基づいて生じたストレス要因が一般的に強いストレスを生むものであることを前提に、…Aが糖尿病に罹患していたこと及びAの自死に精神障害以外の要因が関与した可能性を適切に斟酌すると、本件事故に基づいて生じたストレス要因が、Aの自死に至る準備状態の形成に寄与した割合は6割…と認めるのが相当である」。

【裁判例3】京都地方裁判所平成28年2月18日判決¹⁵⁾

X1はa市内で会社を経営していた。Yの運転する福島第一原子力発電所の原子力事故が発生した際、a市については警戒区域などにも該当せず、避難の指示も出されてはいなかったが、X1らは内縁関係にあるX2らとともに、自主的に避難をした。その後新たに起業をするためにb市へ転居したものの、奏功せず、さらにc市へと転居していった。その間X1は不眠症やうつ病に罹患し、就労不能となった。このことにつきX1らは、原発による事故によって自主避難を余儀なくされたこと、精神的苦痛を負って就労ができなくなったことなどを挙げ、当該原子力発電所を設置、運転していたYに、原子力損害賠償法3条1項に基づく損害賠償を求めた。

15) 判時2337号49頁。なお、本判決の控訴審である大阪高等裁判所平成29年10月27日判決2371号79頁も、素因減額の点については、本判決と判断は異ならないようにうかがわれる。そこで、本項においては、一審である本判決を挙げることとする。なお、本件はその後最高裁に上告受理申し立てがなされたが、受理されなかった。この点については、最高裁判所平成30年12月13日決定D1-Law28270218。

裁判所は、c市への自主避難を合理性のないものとしたものの、X1の不眠症やうつ病は本件原発事故が主な原因の一つとなっているとして、事故とX1の症状との間の相当因果関係は認めた。その一方、次の点を挙げ、民法722条2項の類推適用により、X1の休業損害につき6割、X2の休業損害につき3割の減責を認めた。ただし、心因的素因については、減責を認めていない。

「X1は、本件事故後、c市への転居、b市又はc市で起業を試みるも奏功しなかったこと、自主避難の長期継続、兵庫県d市への転居といった、自主避難者の行動として合理性が認められない様々な行動等に伴うストレスを受けたと見受けられ、これらがX1が罹患した上記精神疾患の悪化に相当程度寄与したと考えられる。そうすると、X1の上記精神疾患に伴う損害の全ての賠償責任を被告に負担させるのは、損害の公平な分担の見地に照らし相当でないから、民法722条2項の規定の類推適用によって、前記のX1の通院に伴う費用…を60%、X2の休業損害…と慰謝料…を30%、それぞれ減ずるのが相当である。」

「本件事故との相当因果関係の有無を問わず、X1は、本件事故後、極めて強度の外因的なストレスを受けているということが出来るから、公平の見地から被告の賠償額を減額すべきと認められる程度に、同人の脆弱性等の心因的要因が精神疾患の発症、悪化に寄与したと認めることはできない。…本件事故と相当因果関係の有無を問わず、X1は、本件事故後、極めて強度の外因的なストレスを受けているということが出来るから、公平の見地からYの賠償額を減額すべきと認められる程度に、同人の脆弱性等の心因的要因が精神疾患の発症、悪化に寄与したと認めることはできない」。

【裁判例4】東京地方裁判所平成28年4月27日判決¹⁶⁾

Aは細菌性髄膜炎などを患い、B病院に入院していた。すでにこの頃、Aは統合失調症にも罹患しており、人格水準も著しく低下していた状態であった。

16) D1-Law29017441。

その後Yの運転する福島第一原子力発電所の原子力事故が発生したことにより、B病院の多くの患者や職員も避難を開始したが、Aは残留していた。その3日後に、Aは市の施設に搬送され、B病院に入院したものの、脱水症を原因とする心肺停止によって死亡した。このことにつき、Aの親族であるXらが、原子炉の事故により職員が避難したため、Aが長時間水分補給を受けられず死亡したとして、当該原子力発電所を設置、運転していたYに、原子力損害賠償法3条1項に基づく損害賠償を求めた。

裁判所は、本件事故によって職員が避難し、その結果十分な水分補給が実施されず、低体温症が進行し、脱水症が重篤化して死亡したものとして、事故とAの死亡との間の因果関係を認めた。その一方、最判平成4年を参照し、Aの疾病を理由に、Xらの慰謝料につき2割の減額を認めた。

「被害者に対する加害行為と被害者の罹患していた疾病とが共に原因となって損害が発生した場合において、当該疾病の態様、程度などに照らし、加害者に損害の全部を賠償させるのが公平を失すときは、裁判所は、損害賠償の額を定めるに当たり、民法722条2項の過失相殺の規定を類推適用して、被害者の当該疾病を斟酌することができるものと解するのが相当である…。Aは、本件地震発生前から、統合失調症を患い、人格水準の低下が著しく、会話による意思疎通を図ることが困難であったものであり、また、食事、更衣、排泄、入浴、移動など日常生活全般に介護を要する状態にあり、食事量が不足しがちであったものである。したがって、Aの身体は、もともと低体温症及び脱水症を発症し易く、自らこれを防ぐこともできない状態にあったものというべきである。このような身体的状態…は、危機に対して脆弱であり、Aは、そのような身体的状態にない者と比較して、もともと自ら生命に対する高い危険因子を有していたものといわざるを得ない。…したがって、被告が賠償すべき損害賠償の額を定めるに当たり、民法722条2項の過失相殺の規定を類推適用して、これらの疾病（身体的状態）をAの素因として斟酌することができるものというべきである」。

なお、Xらは、本件被害もYにとって想定内であり、それゆえにかような減責は認められないことを主張していた。しかし裁判所は「亡Aの上記疾病がその死亡の結果に相当程度寄与し、損害の発生を拡大させている以上、損害の公平な分担の見地からは、被告の損害賠償額を定めるに当たり、これを考慮するのが相当である」としている。

【裁判例5】東京地方裁判所平成28年5月25日判決¹⁷⁾

Aは認知症に罹患して、B病院に入院していた。Aは寝たきりの状態になっており、水分や栄養分は輸液によってのみ補充されている状態にあった。ところがYの運転する福島第一原子力発電所の原子力事故が発生したことにより、避難指示が出され、他の医療機関に再搬送されるまで、Aは高校の体育館に避難することとなった。そして、高校への避難の翌日にAの死亡が確認された。このことにつき、Aの親族Xらが、原子炉の事故により避難のための搬送を余儀なくされたことで、Aが適切な医療を受けることができなかったなどとして、当該原子力発電所を設置、運転していたYに、原子力損害賠償法3条1項に基づく損害賠償を求めた。なお、Aには事故当時から尿路感染症、糖尿病という疾患があった。

裁判所は、本件事故による避難によってAへの水分、栄養分の補給が不十分となり、その結果Aは脱水、栄養障害の重篤化によって死亡したものとして、本件事故とAの死亡との相当因果関係を認めた。そのうえで、やはり最判平成4年の法理を引用し、Aの糖尿病などを理由に、慰謝料について3割の素因減責を認めた。

「被害者に対する加害行為と被害者の罹患していた疾患とがともに原因となって損

17) 判タ1432号149頁。なお、本件においてY側は自然力による減責も主張していたが、「本件事故と因果関係が肯定される損害については、本件事故による侵襲と比し、被害者側の疾患をどの程度斟酌すべきかという観点から、減額について検討すれば足りる」などとして、認められなかった。

害が発生した場合において、当該疾患の態様、程度などに照らし、加害者に損害の全部を賠償させるのが公平を失すときは、裁判所は、損害賠償の額を定めるに当たり、民法722条2項の過失相殺の規定を類推適用して、被害者の当該疾患を斟酌することができるものと解するのが相当である…。なお、年齢については、たとえ被害者が高齢であっても、個々人の個体差の範囲として当然にその存在が予定されているものというべきであるから、これ自体が疾患に当たらないことはもちろんであって、当該年齢が被害者の損害の拡大に寄与していたとしても、これを損害賠償の額を定めるに当たり斟酌するのは相当でない…。ところで、原賠法3条1項本文は、賠償責任者である原子力事業者の過失を問わずに賠償責任を負わせる点で被害者の保護を図るものである一方、賠償の対象となる原子力損害は、一般の不法行為における損害と同様に、本件事故と相当因果関係のあるすべての原子力損害に及ぶものであるから、損害の公平な分担を図るといふ損害賠償法の理念は、同項本文の場合にも同様に妥当すると解すべきであって、同項本文に基づき損害賠償請求がされている本件においても、前記の理が妥当するものと解するのが相当である。…Aには、寝たきり、完全静脈栄養、尿路感染症及び糖尿病という疾患が認められるところ、それらが、Aの死亡に寄与した割合は、3割と解することが相当である。」

ところで、本件においてXらは、【裁判例1】などにおいて主張されたのと同様、最判平成12年に照らして本件において減責が認められるべきではないことを主張したのに加え、素因減責は交通事故を中心に発展してきた法理であって本件に当てはめることができない旨も主張していた点が注目される。しかしながら、この点について、裁判所は次のように述べている。

原告は「交通事故を中心に発展してきた素因減額の問題を本件にあてはめることはできず、原発事故によって高齢者や疾患を持つ者が逃げ遅れて死亡者が出ることは、Aのような高齢の入院患者の生命身体に重大かつ現在の危険がもたらされることは被告によって十分に予想できたから、平成12年最判に照らし、Aの疾患は斟酌できない旨主張する。しかし、前記のとおり原賠法3条1項本文に基づく請求であっても、

被害者の疾患を斟酌すべきと解するのが相当であって、抽象的に被告に避難者等の死亡が予見できたとしても、そのことのみをもって、被害者の疾患を斟酌できないと解することはできない。また、平成12年最判は、事案が異なり、本件に当てはまるものではない。したがって、原告らの主張は採用することができない。」

【裁判例6】東京地方裁判所平成28年5月25日判決¹⁸⁾

Aは精神科の治療を受けるためB病院に入院していた。食事などは自力摂取できていたものの、すでに高度の認知症に罹患している状況にあった。ところがYの運転する福島第一原子力発電所の原子力事故が発生したことにより、避難指示が出され、他の医療機関に再搬送されるまで、Aは高校の体育館に避難することとなった。その後、高校で再搬送を待つ間、Aの死亡が確認された。このことにつき、Aの親族Xらが、原子炉の事故により避難のための搬送を余儀なくされたことで、Aが適切な医療を受けることができなかったなどとして、当該原子力発電所を設置、運転していたYに、原子力損害賠償法3条1項に基づく損害賠償を求めた。なお、事故当時、Aは認知症のほか、虚血性心疾患を患っていた。

裁判所は、本件事故による避難によって水分、栄養分の補給が不十分となり、その結果Aは脱水、栄養障害の重篤化などによって死亡したものとして、本件事故とAの死亡との相当因果関係を認めた。そのうえで、【裁判例5】と同じく、最判平成4年の法理を引用し、Aの虚血性心疾患などを理由に、慰謝料につき2割の素因減責を認めた。その述べるところは【裁判例5】と同様であるので、ここでは繰り返さない。

「Aには、高度の認知症等のために介護者による提供及び介助がない状態で食事や水分を摂取することは困難な状態であったこと及び虚血性心疾患が認められるところ、それらが、Aの死亡に寄与した割合は、2割と解することが相当である。」

18) 判タ1432号171頁。【裁判例5】と裁判官も同様である。

【裁判例7】福島地方裁判所平成30年2月20日判決¹⁹⁾

100歳を超える高齢であったAはデイサービスに通うなどしていたが、Yの運転する福島第一原子力発電所の原子力事故により、サービスが中止となり、一日中自宅にいるようになった。その後、Aの居住していた地域が計画的避難区域に指定されたことを報道で知り、Aはその翌日に自死に及んだ。このことにつき、Aの親族であるXらが、福島第一原子力発電所の原子力事故によりAが精神的負担を負い、結果自死に及んだものとして、当該原子力発電所を設置、運転していたYに、原子力損害賠償法3条1項などに基づく損害賠償を求めた。

裁判所は、原子力事故により避難を余儀なくされたことが自死に最終的な引き金になったとして、事故とAの自死との間の因果関係を認めた。そのうえで、特段先例には言及しないものの、A側の事情を挙げ、民法722条2項の類推適用により、4割の減責も認めた。

「Aが、自死を決断した当時、自死の意味を理解できず、自由な意思による判断が阻害されるほどの状態であったとは認められない上、避難指示区域に長年生活していた高齢者であっても自死を選択しなかった者が多くいることに鑑みれば、Dの自死が自らの意思により選択したものであることを否定することはできない。また、不自由な避難生活を送る中で原告X1に看護・介護の負担をかけることに遠慮していたことが認められるところ、Aが、Aの息子であるBを頼りにできないという状況であったことが、原告Xに看護・介護の負担をかけることによる遠慮をより一層強めていたといえることからすれば、避難生活における看護・介護の遠慮が本件事故により生じたものであるとしても、Bの健康状態もAの自死の決断に一定の影響を及ぼしたものと見える。…Aの個体側の事情については、本件事故に基づく事情によるAへのストレスにより与えられた影響の割合を超えるものではないが、なお相当程度あったものと認めざるを得ない。したがって、本件事故に基づいて生じたストレス要因が一般的に強いストレスを生むものであることを前提に、Aの個体側の事情が自死の

19) D1-Law28260932。

決断に影響を及ぼした可能性を適切に斟酌すると、本件事故に基づいて生じたストレス要因が、Aの自死の決断に及ぼした寄与の割合としては6割…と認めるのが相当である」。

b) 減責が認められなかった例

一方で、被害者の素因を理由とした減責を認めなかった例もある。ただし、それは減責の理由となる素因が認められないからであり、減責そのものが否定されたわけではない。

【裁判例8】東京地方裁判所平成28年8月10日判決²⁰⁾

Aは認知症に罹患しており、B病院に入院していた。すでに脳萎縮の進行も認められ、度々徘徊もする状況であった。その後、Yの運転する福島第一原子力発電所の原子力事故が発生し、B病院の患者は避難することとなったが、その折にAが無断で外出したまま姿を消し、ついには失踪宣告がなされ、死亡したものとみなされた。このことにつき、Aの親族であるXらが、当該原子力発電所を設置、運転していたYに、原子力損害賠償法3条に基づく損害賠償を求めた。

裁判所は、本件事故がなければAが外出して死亡することはなかったとして、事故とAの死亡との間の相当因果関係を認めた。Yの素因減責の主張については、次のように述べ、それを認めなかった。

「本件事故による放射性物質の放出によって、本件避難指示がされ、最終的に、B病院から職員らが一切いなくなり、高度の認知症であったAに対して一切の介助及び見守りがなくなり、加えて周辺住民もいなくなるという異例の事態が生じたことによってAは死亡に至ったものであって、Aの死亡に対してAの疾病が原因の1つとなって

20) 判タ1439号201頁。本件においてもY側は自然力による減責を主張していたが、【裁判例5】と同様の理由で、認められなかった。

いるとしても、その疾患の態様、程度などに照らすとYに損害の全部を賠償させるのが公平を失するとはいえないから…、Yの主張は採用できない。」

(2) 学説の動向

(i) 他方、学説においては、原子力損害賠償法と減責との関係に直接言及する例は、必ずしも多くはなかった。強いて視野を広げれば、無過失責任において減責がありうるかという点については、若干の議論の蓄積がある。ただすでに一言したように、予てから通説は、無過失責任においてもそれを認めうるものと解してきた。「過失相殺は損害賠償理論の根本理想の要求する所であるから、無過失責任の場合についても適當に擴張してこれを提供することを要する」からである²¹⁾。この立場を敷衍するならば、原子力損害賠償法においても、減責制度の拡張は直ちには否定されないものともいえる。

もっとも、仮に減責がありうるとしても、そもそも加害者の責任が加重されたものである以上、その割合は低くなりうることもかねてから指摘されてきた²²⁾。さらに近時においては、無過失責任における減責に慎重な見方もなされるようになってきている。例えば、「明文で過失相殺の排除が規定されていないくても、…補償法的性格が認められる制度であるということになれば、過失相殺の原則的排除や消極的認定を正当化することは可能にな²³⁾り、結局減責の可否は責任制度の趣旨によるものと説く重要な指摘がある²³⁾。また同様に、「単に過失を客観化するという以上に、危険行為者に損害が発生しないように特別に高

21) 我妻栄・前掲注(1)211頁。現在でも、一般的に、無過失責任においても過失相殺による減責はありうるものと解されている。このことについては、例えば、内田貴『民法Ⅱ 債権各論(第3版)』(東京大学出版会、2011)439頁、などを参照。

22) この点を指摘するものとして、加藤一郎『不法行為(増補版)』(有斐閣、1974)248頁、など。また、田中成志「過失相殺の適用における「公平」-特に加害者の責任が加重されている場合の過失相殺」加藤一郎先生古稀記念『現代社会と民法学の動向 上』(有斐閣、1992)230、231頁は、危険責任が問われる場合、いわゆる優者負担の原則や加害者側で被害者の保護の義務を課すことで、過失相殺制度の運用の限界を画すべきことを提言されている。

23) 窪田充見・前掲注(4)232、233頁。また、同・『不法行為法(第2版)』(有斐閣、2018)429、430頁。

度の義務を課」している場合や、「制度的な強制保険に裏打ちされた危険責任」では、過失相殺が制限的になるとする見解も主張されている²⁴⁾。かような指摘は、減責制度を責任制度そのものと関連づけて考察すべきことを提言したものと見え、留意すべきものといえよう。

(ii) 原子力損害賠償法と減責、とりわけその拡張の可否自体についていえば、おおよそ二つの立場がある。

まず、一般的に素因減責に肯定的な立場を採用するのであれば、原子力損害賠償法においても同様に解する余地があろう。この立場に立たれる豊永弁護士は、被害者自らの判断、意思決定、行動について損害回避行動をとるべきことは、責任原理が何であろうと変わりがないとして、過失相殺がありうることをまず指摘された。そのうえで、通常人より高い損害危険を有する者は自らそれを負担すべきであるという、いわゆる領域原理の考え方などは、危険責任を責任原理とする場合であっても変わらないから、原子力損害賠償責任についても素因減責が適用されることを主張されたのである²⁵⁾。

もっとも、その一方で、かかる減責に慎重な見方もなされてきた。小柳教授は、【裁判例1】の評釈において、おおよそ次の点を指摘される²⁶⁾。すなわち、

24) 能見善久「過失相殺の現代的機能」森島昭夫教授還暦記念論文集『不法行為法の現代的課題と展開』（日本評論社、1995）143頁。潮見佳男『不法行為法』（信山社、2005）313、314頁では、能見教授の見解を引用しつつ、他方で被害者自ら損害回避行動をとる義務は責任原理が何であっても変わらないとし、「加害者の負担すべき危険割当領域の確定が重要」であることを指摘される。

25) 豊永晋輔・前掲注(10)338頁。豊永弁護士は、同頁において、このことは素因減責についてどのような根拠をとったとしても妥当することも述べておられる。なお、領域原理論とは、橋本教授が提言される理論であり、一定の不利益をその本原因が誰の領域にあったかを基準に分配する危険分配法理であるとされる。素因減責もかかる理論によって正当化される。この領域原理については、例えば、橋本佳幸「過失相殺法理の構造と射程(四)－責任無能力者の「過失」と素因の斟酌をめぐって－」法学論叢137巻6号（1995）36頁、参照。

26) 小柳春一郎「判例解説（福島地判平成26年8月26日）」新・判例解説Watch16号（2015）86頁。もっとも、「本判決の減額割合が、交通事故の場合より小さいことも理解しうる」ともされており、減責そのものを否定されているものでもないよ

原子力事故によって多数の避難者から自死に及ぶものが出ることについては加害者に予見可能性があり、その賠償責任を相当程度引き受けることが「公平」の観点からも適切である、と。また、多数の者を相手として想定する点では、原子力事故は労働事故事案に通底するとされ、最判平成12年を引用した原告側の主張に理解を示しておられる。

2 現状における問題点

ここまで概観したように、裁判例においては、その割合は比較的少なく見積もってはいるものの、素因減責（ないしそれに近似した減責）そのものは認められたものが多い。既述のように、減責を認めなかった【裁判例8】も、減責の可能性自体を否定していたわけではない。この点で、いずれの裁判例にあっても、原子力損害賠償法において、かような減責を認めうることは前提とされていたものといえよう。

しかしながら、以上の裁判例に立場については、次の点で疑問が残る。すなわち、【裁判例1】をはじめとした減責の可否に言及した裁判例において、「損害の公平な分担を図るという損害賠償法の理念は、原賠法3条1項本文の場合にも同様に妥当するということができ」とはされているものの、だからといってなぜかような減責法理が妥当するかという理由についてまで、ほとんど説明されてはいなかったからである。ここで注目されるのは、【裁判例5】において原告側が「交通事故を中心に発展してきた素因減額の問題を本件にあてはめることはでき」と主張していた点であろう。実際、素因減責などの減責制度の拡張的な運用は交通事故事案において端を発したものであり、【裁判例1】、【裁判例2】が引用する最判昭和63年も、【裁判例5】などが引用する最判平成4年も、いずれも交通事故にかかる事案であった（またしばしば原告側が引用する最判平成12年自体も、最判昭和63年を引用したものである）。事故をめぐる事情、関連する損害賠償責任制度が異なりうる以上、本来、交通事故事案を契

うにうかがわれる。

機に発展したものと同一法理が原子力損害賠償法に適用される必然性はないものとも考えられるのである（最判昭和63年も最判平成4年の射程も、無批判に原子力損害賠償法に及ぶものとはいえない）。それにも関わらず、そうした主張に対して、判決は「前記のとおり原賠法3条1項本文に基づく請求であっても、被害者の疾患を斟酌すべきと解するのが相当であ」るなどとしか応じてはいない。この点、かような判断がなされたのには「先例の射程距離を限定的に介して上級審で覆されるリスクを負うよりも、減額の割合を大きく動かすほうが、現実的な被害者の救済に繋がりやすいという判断が働いたのかもしれない」²⁷⁾との指摘もなされる。

同様の問題は、学説においても当てはまることになる。既述のとおり、減責に肯定的な見解は、危険責任の分野においても、領域原理論などが妥当することを前提としている。ただ、領域原理論などの減責を正当化する理論も、原子力損害賠償法による責任を想定して提唱されたものではない。それにもかかわらず、なぜ減責法理の運用が「責任原理が何であろうと変わらない」といえるかは、なお説明を要するようと思われる。このことは、減責制度の拡張がどのような責任制度と紐づけられていたかという点から検証してはじめて、根拠づけることのできるものといえよう。なお、減責に慎重な見解は「公平」のあり方を説くものの、以上のとおり、問題はそれ以前にあるというべきである。仮にその見解が、場合によって「公平」の見地から素因減責などの余地を認めるのであれば、やはり同じ問題に直面することになる。

三 原子力損害賠償法における減責制度の拡張の妥当性

以上のように、素因減責などを肯定する立場は、原子力損害賠償法に基づく責任についてもかような減責が認められることを所与のものとしているもの

27) 水野謙「震災関連自殺の法的諸問題—福島原発事故に注目して」法教412号(2015) 58頁。

の、それがなぜに前提となりうるものであるのか説明を欠いたまま、それを認めている。このことは、既述のように、無過失責任においても過失相殺の適用があり得るものと解されてきたことを一つの根拠としているものともいえよう。しかしながら、その過失相殺との関係ですでに学説が指摘しているとおり、無過失責任においてどのように減責制度が運用されえるかは、その責任制度の趣旨に立ち返って検討しなければならない。減責とは責任を縮減するものであるところ、その責任制度の性質自体を視野に入れなければ、何をもってそれを減じることができるかも、明らかとはならないからである。このことは当然、それを拡張するという場面においても妥当しよう。

そうすると、原子力損害賠償法において素因減責などを認めうるかという問題に取り組むにあたっては、さらに次の点から検討し直す必要があることになる。すなわち、①素因減責などの法理が元来どのような背景を持つものであったか、②そしてまた原子力損害賠償法がそのような背景を汲み取れる制度となっていたかどうか、である。

そこで以下では、この両点を振り返り（以下、1）、原子力損害賠償法において、減責制度の運用はどのようにあるべきか、改めて考察を加えていく（以下、2）。

1 原子力損害賠償法と減責制度の拡張との関係

(1) 減責制度の拡張の背景

そもそも、素因減責など、減責制度の拡張は、どのような観点に支えられているものか。この点、すでに別の機会にも検討したとおり、それは民事責任制度において、伝統的な過失責任主義が担っていた、いわば行為責任としての要素を取り戻そうとする意識によって支えられていると考えられる²⁸⁾。

いうまでもなく、民法における不法行為法は、基本的には過失責任主義に拠っ

28) 拙稿・前掲注(3)「労働事故事案における素因減責の問題点」264頁以下でも、同様の考察を試みている。そのため、以下では、簡単に振り返るに止める。

ている。それによれば、故意、過失がある場合のみ加害者は不法行為責任を負う。この意味で、加害者は、行為規範に違反したがゆえの道徳的な責任として、損害賠償を負担するのである²⁹⁾。ところが被害者の保護を目指した無過失責任過失立法が相次いだことに加え、過失概念も客観化したことによって、厳密に行為規範に違反したかどうかに関わらず、加害者が損害賠償を負担するようになる。そうすると今度は、「従来の責任要件よりも緩和された内容で責任が肯定されるようになると、伝統的な責任要件と結びついていた効果…を全て認めることは妥当でないと思われる場合が出てくる」³⁰⁾。そこで、加害者の行為に不釣り合いな責任をそのまま認めることとの調整として、減責の段階で損害の寄与原因が幅広く斟酌されるようになったわけである。そして特にこのことが顕著になるのが、事実上の無過失責任とも評される、交通事故にかかる責任であった³¹⁾。

かような意識は、減責制度の拡張を支える諸理論からもうかがうことができよう。例えば、減責制度の拡張理論の嚆矢ともいえる、過失相殺についてのいわゆる違法性縮減説³²⁾を主張される川井博士は、交通事故をめぐる事案であった最判昭和39年などの解釈の本質を探るにあたって、次のように述べておられる。「加害者が事理弁識能力を有する者に対するのと全く同じ態様で事故を起こしたのに、たまたま被害者が乳幼児や精神病者であった場合には過失相殺がなされず、この場合にも加害者に酷な結果を生ずる」³³⁾、と。また領域原理論

29) 例えば、潮見佳男『不法行為法Ⅰ（第2版）』（信山社、2009）4頁でも、過失責任原則のもとで評価の対象となるのは人の行為であることが述べられている。

30) 能見善久「寄与度減責－被害者の素因の場合を中心として－」四宮和夫先生古稀記念論文集『民法・信託法理論の展開』（弘文堂、1986）250頁。

31) 能見善久・前掲注30)250頁では、次のように述べておられる。「交通事故においては、加害者は、自賠法3条の責任を負う場合であれ、709条の責任を負う場合であれ、責任は容易に肯定されている。事実上無過失責任に近いと言われている。このように責任要件が緩和されている領域では被害者の素因を理由に加害者の責任を減責することもあながち不当ではない」と。

32) 違法性縮減説の先駆けである、西原道雄「生命侵害・傷害における損害賠償額」私法27号（1965）110頁も、過失相殺制度は、完全賠償原則の欠陥を緩和する役割を果たしている点に、大きな意義があるとされている。

33) 川井健『現代不法行為法研究』（日本評論社、1978）294頁。また、同・『民法概論4（債権各論）（補訂版）』（有斐閣、2010）520、521頁も参照。

を提言される橋本教授も、違法性縮減説を基本的には支持されながら、次の点をその提言の出発点とされている。自動車損害賠償保障法をはじめとした危険責任立法の出現などにより、「加害者の責任成立範囲が拡大し、些少な義務違反に基づいて多大な賠償責任を負う事例が増大するに伴って、新たに、より緻密な利害調整の必要性が認識されるようになった」。「不法行為法の現代的展開において、被害者保護に引き続いて公正な賠償が目指されるようになったのも、まさに、成立要件の充足が全割合の損害を加害者に転嫁する根拠として十分であるかを問い直している」³⁴⁾。

既述の【裁判例1】などが、原子力損害賠償法「に基づく損害賠償請求は、賠償責任者である原子力事業者の過失を問わずに賠償責任を負わせる点で被害者の保護を図るものである一方、賠償の対象となる原子力損害は、一般の不法行為における損害と同様に、本件事故と相当因果関係のある全ての原子力損害に及ぶものであるから」損害の公平な分担を図るという損害賠償法の理念が原子力損害賠償にも同様に妥当する、としているのも、同様の視点に基づいているものと解することができよう。

(2) 原子力損害賠償法と減責制度の拡張

さて周知のとおり、原子力損害賠償法も、その3条1項において無過失責任を規定している。それゆえ、加害者は、まずはどのような行為をすべきであったかを問われず、損害賠償債務を負担することになる。この点だけを捉えれば、交通事故事案などと同じく、減責の段階で加害者の負担を調整しようとすることも、全くの無理由ではないものと考える余地がある。

では実際、原子力損害賠償法において素因減責などを認めることができるか

34) 橋本佳幸「過失相殺法理の構造と射程(三) - 責任無能力者の「過失」と素因の斟酌をめぐって -」法学論叢137巻5号(1995)17頁、また、同・前掲注2532, 33頁。素因減責との関係では、同・「過失相殺法理の構造と射程(五)・完 - 責任無能力者の「過失」と素因の斟酌をめぐって -」法学論叢139巻3号(1996)21頁。また、同・『責任法の多元的構造 - 不作為不法行為・危険責任をめぐって』(有斐閣, 2006)115, 116頁。

どうか。ここまでの検討を前提とするならば、この問題は、その原子力損害賠償法に行為責任の要素を取り込ませる余地があるかどうかという点から、検討されるべきことになる。

この点、結論から示すならば、それは消極的に解されるものと考えられる。それは主に次の三つの理由による。

① まず、原子力損害賠償が「被害者の保護」を目的として明示している点である。そのこと自体は自動車損害賠償保障法など危険責任にかかる立法にも共通するところであるが、原子力損害賠償法においては、よりこの点が徹底されているようにうかがわれる。それというのは、同法3条1項は「当該原子炉の運転等により原子力損害を与えたときは」、原子力事業者の賠償義務を生じさせるものと規定する。このことは、通常の運転による事故についても責任を生じさせる点で、同条の責任が結果責任であることを意味しているからである³⁵⁾。事実上の無過失責任とはいえ条文上は中間責任であるところの自動車損害賠償保障法や、健康被害物質の排出などといった何らかの欠陥を前提とする公害法よりも強固な責任が、ここでは想定されているものともいえよう。

ところで、原子力損害賠償法の当初の目的は、むしろもう一つの目的である「原子力事業の健全な発達」にあったことが指摘されている。すなわち、「被害者の保護」は将来被害者となりうる国民の不安を緩和するためのものであり、「事業の発展」を実現するためのものであったというのである³⁶⁾。そのことからすれば、その責任についても「事業の発展」という加害者側の事情を取り込むことも、むしろ法の主旨に適うものともいえる。ただ、その「事業の健全な

35) 内田貴・前掲注(2)508頁では、原子力損害賠償法を結果責任と位置付けておられ、健康被害物質の排出にかかる水質汚濁防止法などの責任を欠陥を要件とするものとして対比しておられる。

36) この点については、例えば、田中良弘「原子力損害賠償の法政策的検討」一橋大学環境法政策講座(編)『原子力損害賠償の現状と課題』(商事法務, 2015) 122頁。ただし、本間照光「原賠法の「目的」-「被害者保護」と「原子力事業の健全な発達」は同等か-」経済研究8号(2016) 136頁以下、は、立法の審議過程では、被害者の保護が主目的であると確認されていたことを指摘されている。

発達」は、制度上は国の援助規定などによって実現されるものといえ³⁷⁾、原子力損害賠償責任の解釈自体に直ちに影響を及ぼすものではない³⁸⁾。それゆえ、同法3条1項は、専ら被害者の保護という視点から運用されることが想定されているものと考えられる。

② より重要であるのは、①の点が裏側からも補強されていることであろう。すなわち、原子力損害賠償法3条1項但書では「その損害が異常に巨大な天災地変又は社会的動乱によつて生じたものであるときは、この限りでない」とされ、いわゆる不可抗力免責が天災地変などの外的原因に限定されている。そのうえ、その「天災地変」というのは、「日本の歴史上あまり例のみられない大地震、大噴火、大風水災害等」の非常に稀な事情であり³⁹⁾、立法過程においても、「想像を絶する…超不可抗力」を指すなどと説明される⁴⁰⁾。また、「社会的動乱」も、戦争と内乱だけを想定しているものとされている⁴¹⁾。一般的に不可抗力とは「人の統御力をこえたもので、責任をまるまる認めるのが不適当な程度に達した」もの一般をいう⁴²⁾。それゆえ、免責の段階で人の統御力を持ち出す点で

37) 立法過程においても、「事業の健全な発展」は国の援助などに結び付けられていたことがうかがわれる。この点については、我妻栄ほか「座談会・原子力災害補償をめぐる」ジュリ236号（1961）13頁（井上亮発言）、参照。

38) 豊永晋輔・前掲注(0)5頁、は、原子力事業者の保護は、国の援助などを通して実現されるものであり、制度上、個別の損害賠償請求権の成立に影響しない構造となっている点を指摘される。そのうえで、原子力損害賠償の目的は被害者の救済であり、「原子力事業の健全な発達」という目的をもって原子力事業者の責任を縮減することは想定されていないと指摘されている。

39) 科学技術庁原子力局（監）・前掲注(2)52頁。関東大震災を相当程度上回るものだと説明され、小柳春一郎『原子力損害賠償制度の成立と展開』（日本評論社、2015）198頁によれば、「関東大震災…の3倍も4倍もに当たるような…天災地変」などとされていたようである。もっとも、それでは基準として不明瞭であるという指摘も少なくない。例えば、大塚直「福島第一原子力発電所事故による損害賠償」法時83巻11号（2011）49、50頁、小林寛「原子力損害賠償責任における免責規定の適用要件に関する考察」法時85巻5号（2013）106頁。

40) この点については、小柳春一郎・前掲注(3)198頁。

41) 我妻栄ほか・前掲注(3)17頁（井上亮発言）、参照。

42) 加藤一郎『民法ノート（上）』（有斐閣、1984）151頁。また、155頁。

は、不可抗力による免責は、無過失責任制度に加害者の行為責任としての要素を残すことにも繋がりうる。その点に鑑みれば、原子力損害賠償法が免責原因を天災や戦争などという外的原因に限り、しかもそれを人の統御力をはるかに超えた事情にかからしめていることは、それだけその法における無過失責任が、責任というよりも、補償的性格の強いものであることを示しているものといえる。

なお、原子力損害賠償法以外の公害に係る無過失責任については、天災などによる減責の規定が設けられていることがある。例えば、鉱業法113条、大気汚染防止法25条の3、水質汚濁防止法20条の2などは、「天災その他の不可抗力が競合したとき」は、裁判所は損害賠償の責任及び額を定めるについて、「これをしんじやくすることができる」としている⁴³⁾。これらの規定からすれば、同じ公害法として、原子力損害賠償法においても素因減責などを認めうるものとも解される。ただ、これらの規定は文言上も天災など外的原因以外を不可抗力として取り込む可能性を残し、その天災も原子力損害賠償法で想定されるものほど大きくなくてもよいものと解されている⁴⁴⁾。それらの立法は、加害者の行為責任としての要素を、もともと原子力損害賠償法ほどは排除してはいないものといえよう。したがって、原子力損害賠償法がそれらと同じ公害法と位置付けられうるとしても、後者の制度理解を直ちに前者に持ち込むことはできないものといわなければならない⁴⁵⁾。

43) かような不可抗力規定の分析については、小林寛「無過失責任における免責規定の適用要件に関する一考察－災害時の環境汚染を素材としたアメリカ法からの示唆－」早稲田法学会誌65巻1号（2014）260頁以下、参照。

44) この点については、船後正道『逐条解説 公害に係る無過失損害賠償責任法』（帝國地方行政学会、1972）130、131頁。また、このことは不可抗力による全部免責を排除する趣旨でもないと考えられる。この点、鉱業法については、加藤悒次ほか『鉱業関係法』（日本評論新社、1953）229頁、参照。

45) 原子力損害賠償法に先駆けて立法された鉱業法において減責規定がありながら、その原子力損害賠償法において同様の規定がないことにも留意すべきであろう。この点、加藤一郎・前掲注(42)153、154頁では、原子力損害賠償法に不可抗力減責の規定がないことにつき、「ここでは、免責を認めるべき強度の不可抗力だけが規定されており、その程度に達しない場合には、原子力責任の重大性から、減額を

③ 最後に留意すべきであるのは、原子力損害賠償法自体の、いわば脱道徳化が指摘されている点である。すなわち、原子力損害賠償法などの無過失責任は、補償規定や責任保険などが併せて設けられることによって、すでに責任の内容を加害者に対する道徳的非難から被害者への救済へと重点移動させているとされるのである⁴⁶⁾。実際、原子力損害賠償法はその6条、7条で原子力損害賠償責任保険の締結などを前提としており⁴⁷⁾、16条で政府による援助の可能性を示している。この点で、賠償の負担は分散されることになり、その行為責任としての機能が低減されていることも考えられる。実のところ、先の減責制度の拡張を支持する見解も、責任保険制度との関係ではその拡張に慎重になるべきことを説いていたことは、ここで想起しておく必要がある(このことからすると、減責制度の拡張は自動車事故事案に端を発するとはいえ、かかる事案でそれを認めようかは再考を要するところでもある)⁴⁸⁾。

ただ一方では、条文上も実際に国の補償責任までが明記されているわけではない⁴⁹⁾、また保険の役割も限定的である⁵⁰⁾、との指摘もなされ、厳密には原子力損害賠償法もその脱道徳化をなしていないと考える余地もある。ただ、政

認めずに全部の賠償をさせる、という趣旨と思われる」と述べておられる。また、小林寛・前掲注39)108頁、も参照。

46) この点を指摘されものとして、内田貴「現代不法行為法における道徳化と脱道徳化－実定法学からのコメント」棚瀬孝雄(編)『現代の不法行為法』(有斐閣、1994)142頁、同・前掲注2)508頁。

47) ただ、野村豊弘「原子力損害賠償制度の概要」一橋大学環境法政策講座(編)『原子力損害賠償の現状と課題』(商事法務、2015)10頁、によると、平成23年の事故後、福島第一原子力発電所について保険契約の更新時期を迎え、保険によることができず、結局は供託がなされたようである。

48) 例えば、寄与度減責に理解を示される、能見善久・前掲注30)251頁は、「責任保険制度が完備している場合には、原則として被害者の素因を減額事由とする事を否定するのが適当ではあるまいか」とされる。また、領域原理を提言される、橋本佳幸・前掲注34)「過失相殺法理の構造と射程(五)・完」8頁も、「斟酌肯定説に立つにせよ、自動車損害賠償責任保険の保険金額の枠内では素因競合による減額を認めるべきではないと考える」とされている。

49) 豊永晋輔・前掲注40)338頁は、この点をもって、「補償・保険の観点から、過失相殺の適用を謙抑的にすべきではない」と主張される。

50) 小柳春一郎・前掲注39)246頁以下。

府の援助としては補助金の支出などが想定されていたところであり（そして実際、事後的ではあるが、16条の政府の援助の一環として、現在の原子力損害賠償・廃炉等支援機構法が立法され、損害賠償の実施のためなどに資金援助がなされることが明記されるに至っている⁵¹⁾、それを受けることで、少なくとも对被害者との関係では加害者たる原子力事業者の負担は軽減されうる。そしてそうした援助や責任保険などが賠償義務を確実に履行させるためのものであるとすれば⁵²⁾、その利用が前提とされていること自体、損害賠償制度の焦点が既に被害者側に移行していることを示しているものとはいえよう。

2 原子力損害賠償法において認められる減責

(i) 以上で概観したところからすれば、原子力損害賠償法において、素因減責などの減責制度の拡張は正当化されない。そこでは加害者の行為責任という視点を取り入れる余地がほとんどなく、それと被害者の保護との調整という理解自体が妥当しないからである。かえってその損害賠償責任は実際には補償的な性格の強いものといえ、そうであれば、減責は、違法性の縮減などといった加害者に焦点を当てたものではなく、その対象たる被害者に焦点を当てた形で検討されなければならない。かような場合には、学説が指摘してきたように、その減責自体を制限的に解する方が、制度の運用としては一貫しよう。したがって、仮に減責がありうるとすれば、それは保護の対象である被害者自身が自らその受ける利益を部分的にでも放棄したといえるような行為（人身についての保護は、それが人の生存に関わるため、容易に放棄されたとみなされるべきではなく、故意ないしそれとほぼ同様ともいえる程度の重過失に限られることになろう。ただ、

51) 政府の援助として想定されていたことについては、科学技術庁原子力局（監）・前掲注(2)99頁、参照。また、有林浩二「原子力損害賠償支援機構法の制定と概要」ジュリ1433号（2011）32頁以下、によると、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の前身となる原子力損害賠償支援機構法は、原子力損害賠償法16条に基づく援助の枠組みの策定として立法されている。

52) この点については、竹内昭夫「原子力損害二法の概要」ジュリ236号（1961）29頁、参照。

経済上の保護については、より社会的に制約されうるものである以上、それよりも低い程度でも、保護が放棄されたものと評価することが可能であろう)に限られるべきである。この点で、昭和45年の答申の際に「被害者側に過失があったからといって民法の過失相殺の原則をそのまま適用することは、当該被害者に酷であると考えられるので、過失相殺の適用を故意（または故意、重過失）の場合に限る等の配慮をすることが望ましい⁵³⁾とされていたことは、参考となろう。

(ii) そうすると、これまでに素因減責などを認めてきた裁判例の多くは、実のところは根拠の乏しいままに減責制度の拡張を認めてきたことになる。

もっとも、そうした裁判例であっても、別の視点からであれば、その結果自体は正当化することも可能であるように思われる。それというのは、a) 過失相殺制度そのものの適用として減責を説明することが可能な事案もあり、またb) 慰謝料での一つの斟酌事由として、被害者の素因を取り上げる余地もあるからである。本稿の検討の最後に、この点につき、若干の考察を加えていく。

a) 過失相殺との関係

既述のとおり、原子力損害賠償法においても、過失相殺がなされること自体は前提とされてきた。そしてここまでの検討によるならば、被害者自らが保護を放棄したといえる事情があれば、民法722条2項そのものによって減責を根拠づけることが可能である⁵⁴⁾。

例えば、【裁判例1】では、被害者の自死につき、心因的要因を理由に、民法722条2項の類推適用を行なっている。ただ、そもそも自死はそれ自体で過

53) このことについては、科学技術庁原子力局（監）・前掲注(2)66頁、参照。

54) なお、米倉明「法科大学院雑記帳（その83）原発事故損害賠償請求雑考一弁護士不足、請求の理論枠組みおよび被害者の過失相殺」戸籍時報678号（2012）60頁では、原子力発電所の設置を承認し、その利益を受けていた被害者については、過失相殺がなされてもよいことを指摘される。ただ、かかる行為は、損害の発生に直接寄与しているわけではなく、また自ら受けられる保護を部分的にせよ否定されるほどのものとも評価し難いように考えられる。

失相殺を基礎付けうるものと考えられる⁵⁵⁾。判決においても、「Aが、自死を決断した当時、…自死の意味を理解できず、自由な意思による判断が阻害されるほど精神的破綻の状態が進行していたことを認めるに足りる証拠はない」とされているのであるから、その自死は、被害者の故意による保護の放棄という、責められるべき行為に他ならないからである。心因的要因とはその自死に及んだ理由を説明したものに過ぎず、わざわざそれを減責原因として取り上げる必要はない。このことは、【裁判例2】についてもあてはまる。そこでは既往症である糖尿病が精神状態を悪化させ、被害者が自死に及んだとして、その疾患を減責原因としている。しかしながら、この事案でも、やはり自死をもって過失相殺そのものの適用を基礎付けることができる。糖尿病を取り上げずとも、自由意思によって自死に及んでいることが確認されているのであるから、それは被害者があえて自らの保護を放棄する行為に及んだものということができるのである。この自由な意思による行為自体を減責原因としうることについては、やはり自死が問題となった【裁判例7】も同様であろう。また、素因ではないものの、被害者の事情を取り上げて民法722条2項の類推適用を認めた【裁判例3】も、同じ観点から減責を説明することができる。ここでは、被害者は自主避難としては不合理な転居などを行なってストレスを受け、精神疾患が悪化したとされる。ただ、その不合理な転居なども被害者があえて被害を増加させたものであるといえ、やはりその行為自体を被害者の重大な落ち度と捉えることも妨げられない。

もっとも、以上のとおり、被害者の行為であるとしても、そこに被害者自身の意思が介在しているとはいえない場合には、それは過失相殺の対象としても

55) 確かに、素因減責が認められるようになる以前から、被害者の自殺について、過失相殺の「法理を適用する」などと述べる例はあった。例えば、交通事故についての、前橋地判昭和51年5月24日判時846号97頁。それらは、自殺が被害者の落ち度とは必ずしも評価し難いものであったことによるものとも思われる。ただ、一般的に不注意で道路に出たような行為が責められるべきものとされるならば、保護されるはずの身体を自ら処分することも、やはり責められる事情に他ならない。例えば横浜地判昭和41年3月24日判タ189号186頁では、「自殺的行動」ともいえる無謀な運転について過失相殺をそのまま適用している。

捉えられない⁵⁶⁾。その場合、被害者の行為は加害行為によって強制されたものといえ、加害行為以外の原因が損害の発生に寄与したものは認められないからである。例えば【裁判例8】は、被害者が避難行動の最中に病院を出たことによって、行方不明となり、その結果死亡したものと推認されたものである。ただ、被害者はすでに認知症に罹患しており、高度の健忘、失見当が見られる状態であった。かような者が周囲に誰もいない状況の中で行方不明になったことは、被害者自身がそうしたというよりも、原子力事故によって作られた環境によって強いられたものといえよう。したがってこの場合に減責が認められなかったのは、「その疾患の態様、程度などに照らすと被告に損害の全部を賠償させるのが公平を失すとはいえない」という以前に、寄与した他原因がない以上当然のこととすることができる。

b) 慰謝料における斟酌事由との関係

素因減責などの減責制度の拡張は、損害の算定という形でも実現することが可能である。それというのは、慰謝料の算定においては、寄与原因と行為責任との調整という要素も加味する余地があるからである。

周知のとおり、慰謝料とは、本来は被害者の精神的損害を補填するものである。ただ、かねてからその算定は裁判官の裁量に委ねられるものとされ⁵⁷⁾、そこで考慮される事情も多岐にわたっている。例えば、被害者の精神的損害に影響すると認められる限りでは、被害者の状況や不法行為の態様なども考慮要素として挙げられるものとされている⁵⁸⁾。実際、減責の原因となる被害者の過失が慰謝料の評価として斟酌される例⁵⁹⁾もあり、過失相殺によってもそれによ

56) この点は、拙稿「素因減責の理論的課題（2・完）－フランス法との比較検討から－」上智法学論集55巻3・4号（2012）149、150頁、でも確認した。

57) 古くは、虚偽の告訴によって名誉を毀損されたことが争われた、大判明治36年5月11日刑録9輯745頁、などで、このことが示されている。

58) この点については、例えば、幾代通（徳本伸一補訂）『不法行為法』（有斐閣、1993）302頁、近時のものでは、吉村良一『不法行為法（第5版）』（有斐閣、2017）167頁、などを参照。

59) 例えば、最判昭和52年10月20日判時871号29頁は、慰謝料において被害者の過失

らないで損害額を算定しても結果は同じであるという指摘もある⁶⁰⁾。したがって、素因の寄与と鑑みた加害行為の評価を慰謝料の算定に取り込むことも、理論的には可能となろう。

この点、【裁判例4】から【裁判例7】は、いずれも慰謝料の請求のみがなされている事案であり、その慰謝料の項目において、疾患の寄与などを理由に民法722条2項の類推適用を行なっている。このことは、その算定過程を明らかにする点では、意義があろう。ただ既述のように、わざわざ減責法理を持ち出さずとも、不法行為の態様などを斟酌するという形で、同様の結論を導き出すことが可能であったように思われる。

四 おわりに

本稿では、原子力損害賠償法において、減責制度、特に素因減責というその拡張が認められうるものかどうかという点につき、改めて考察を進めてきた。最後に、その検討結果をまとめ、残された問題についても言及しておくこととしたい。

(i) ここまで概観したように、平成23年の原子力事故をめぐる裁判例においては、原子力損害賠償法においても素因減責などを認めうるものが前提とされてきた。しかしながら、実際には、かような減責は困難を伴う。それというのは、減責制度の拡張を認めうる状況が、原子力損害賠償法に備わっているとは言えないからである。減責制度の拡張は、加害者の行為責任としての道徳的要素を減責という段階で再評価することを目指したものであった。ただ、原子力損害賠償法は被害者の保護を強固にするためのものであり、実のところは補償的性格の強いものといえる。むしろ、かような責任制度において減責があるとすれ

の程度を考慮し、重ねて過失相殺をしなかった原審の判断を支持した。

60) 川井健・前掲注(33)『民法概論4』522, 523頁, 参照。

ば、それは補償の対象である被害者が自らそれを放棄するような、重大な行為に限られることになる。

ところで、既に一言したように、平成26年の改正によって、原子力損害賠償法における過失相殺は、「重大な過失」があった場合に認められることが規定された。この規定は原子力損害の補完的な補償に関する条約（CSC）を締結するにあたって、自国の国内法令をその附属書に適合させるために設けられたものだ⁶¹⁾とされる。そのため、実際にどこまで減責をいかなる理由によって制限する趣旨であるのか、必ずしも議論を詰めて規定されたわけではないよう⁶²⁾かがわれる。ただ、これまでの検討を踏まえるならば、この規定は従来よりも減責を制限した規定というよりも、従来からありうべきであった減責制度の運用を明記したに過ぎないものと位置付けられることとなろう。当然、今後の減責制度の拡張も、基本的には認められないものと解される。

以上の本稿の検討は、あくまで平成23年の事故を念頭に置いた検討に止まるものである。今後も原子力損害賠償法などの危険責任をめぐる議論が深化していくことが予想されるが、その動向を踏まえた減責制度の模索は、これからの課題となる。その際には、その責任制度の趣旨や構造自体をも視野に入れたうえでの考察が求められることとなろう。既に学説が指摘しているように、減責制度の議論は、それ自体の議論にとどまらず、そもそも問われている責任制度と関連づけたうえでの検討が求められる段階に移行しているのである。

61) 原子力損害賠償法4条の2の追加の経緯などについては、長谷浩之「原子力損害の補完的な補償に関する条約関連法について」時の法令1979号（2015）28頁、などを参照。

62) 過失相殺自体の対象を被害者の重大な過失に限定するとしても、そのことは、厳密には、減責制度の拡張が認められるかどうかという問題にはつながらないように思われる。重大な過失に限定するかどうかは、あくまで斟酌できる寄与原因の一つである被害者の行為を何とするかという問題に過ぎないともいえるからである。例えば、大気汚染防止法などでは条文上天災による減責が認められうるが、他方で、船後正道・前掲注44130頁によれば、そこで斟酌される被害者の過失はかなり限定されるべきものと解されていた。この点で、原子力損害賠償法において素因減責などを認めうるかという問題は、今後も続いていくことも予想される。

(ii) ところで、裁判の中には、原子力損害賠償法によらずに、民法709条によって、電力会社に損害賠償を求める例がある（本稿で取り上げた、【裁判例1】、【裁判例2】などでも、そうした主張がなされていた）。それは、被告たる電力会社の不適切な対応を裁判を通じて明らかにすることで、謝罪と完全賠償を実現し、将来の原子力事故を抑止するためであるとされている⁶³⁾。

ここで仮に民法709条に基づく損害賠償請求が認められる場合、その過失要件を大幅に緩和して責任を認めるということであれば、これまでに述べたような減責制度の拡張を認める余地がある。いうまでもなく、民法709条は、本来は加害者の過失行為に基づく責任を問うものだからである。そうすると、原子力損害賠償法に基づいて賠償を求める場合と結果が異なることになりうるが、それはそのような法制度を選択した結果に過ぎないというべきであろう⁶⁴⁾。もっとも、平成23年の事故については、そもそも電力会社に少なからず過失があった可能性のあることが指摘されている⁶⁵⁾。そうであるとすれば、何れにしても素因減責などの減責制度の拡張は認められないものと考えられる。この点も、両制度の運用をめぐる議論のなかで詰められるべき課題となろう。

63) 大坂恵里「責任根拠に関する理論的検討」淡路剛久ほか（編）『福島原発事故賠償の研究』（日本評論社、2015）47頁。かねてから、原子力事故においても民法709条の適用は否定されないものと指摘されてきた。例えば、野村豊弘「原子力事故による損害賠償の仕組みと福島第一原発事故」ジュリ1427号（2011）121頁。ただし、裁判例は民法709条の適用を認めないものが多いようである。例えば、前橋地判平成29年3月17日判時2339号4頁は、「原子力事業者以外の第三者の責任を排除し、原則として求償権も制限されること、政府の援助の規定があることに照らせば、原賠法3条1項は民法709条の特則を定めたものであって、原賠法3条1項が適用される場合においては、民法上の不法行為の責任発生要件に関する規定はその適用を排除されると解するのが相当である」としている。

64) 従来から根拠とする責任制度の違いによって、賠償の対象や時効期間など、結果も異なりえたところである。

65) 例えば、小島延夫「福島第一原子力発電所事故による被害とその法律問題」法時83巻9・10号（2011）64、65頁。